

第十二章 補則

第六十九条 祭典規約に従った祭典参加中の事故についての責任は、本人、保護者、各社とするが、それ以外は本人及び保護者とする。

第七十条 祭典責任に関わる事故に対する補償は、祭典参加全町内の連帯責任とする。但し、頭取会議において承認されたものに限る。

第七十一条 祭典行事に関わる事故について、明らかに祭典規約に違反するものは対人対物を問わず、祭典本部は、その責任並びに補償の一切の責任を負わないものとする。

第七十二条 祭典規約に対する違反者については、個人・団体を問わず、祭典本部はその責任を厳しく追及し、違反者の断固たる排除を行う。

第七十三条 祭典規約に則り、統制・協力・垂範・演出などの顕著な団体を表彰する。

第七十四条 他市町村より帰郷し、屋台の曳き回しを希望する者は、別に定める関係町内の名簿に登録し、頭取の許可を得なければならない。

第七十五条 火災や天災が発生した場合、祭典本部は、森町消防団第二分団の緊急出動協議事項に従い、速やかに祭典行事の一切を停止させ、非常に備える。

第七十六条 大当番会議は、頭取会議の承認を経て、大当番申し合わせ事項を決定する。

第七十七条 この「森の祭り」の祭典規約は、平成二十年十月十九日より施行する。

昭和四十九年十月一日初版施行

昭和五十一年八月二十四日 一部修正（第十一条・第十二条・第十六条）

昭和五十五年九月 一部修正

昭和五十六年八月 一部修正

昭和六十年九月十六日（本部組織の一部改正及び中老腕章の変更）

平成元年八月 改訂版完成

平成十二年八月十九日 改訂版完成

平成十四年十月五日 改訂版完成

平成十九年十月十四日 一部修正（副頭取規定・小中学生参加規則の変更）

平成二十年十月十九日 改訂版完成